

**地方公共団体標準標準拠システムの
ガバメントクラウドの利用について
【第 3.0 版】**

令和 7 年（2025 年） 3 月

デジタル庁

【構成】

1. 本文書の目的	1
2. ガバメントクラウドの定義	2
3. ガバメントクラウドの提供方式	2
3.1 基本的な考え方	2
3.2 ガバメントクラウド利用権の使途等	11
3.3 提供環境への権限設定	11
4. ガバメントクラウドにおける責任分界等	13
4.1 システム管理上の責任分界	13
4.2 SLA	17
4.3 ガバメントクラウドに起因して地方公共団体に発生した損害の賠償責任	17
4.4 個人情報等の取扱い	18
5. ガバメントクラウドの利用終了について	19

1. 本文書の目的

本文書は、地方公共団体が、デジタル庁が提供するガバメントクラウド（2.において定義する。）の利用、運用管理、サービス提供及び調整に関し、必要な事項を定めた契約（ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約（以下「利用権付与契約」という。）をデジタル庁と締結することを前提として、標準準拠システム（標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システムをいう。以下同じ。）をガバメントクラウド上で運用管理する場合における、デジタル庁、地方公共団体、CSP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のクラウドサービスリストに登録されたクラウドサービスから一定の規定する要件を満たすものを提供するクラウドサービス提供事業者をいう。）、ガバメントクラウド運用管理補助者（地方公共団体からクラウド環境及びクラウドサービスの運用管理の補助を受託する者をいう。）及びASP（地方公共団体が標準準拠システムを利用するために、業務アプリケーション等の構築、提供、運用保守を行う事業者（ガバメントクラウド運用管理補助者を除く。）をいう。）、回線運用管理補助者及び通信回線事業者間の責任分界の考え方を示すものである。

それぞれの主体間の責任分界については、主体間の契約によって規定されること、本文書は、これらの者が契約で規定すべき相互関係の全体像を示すことにより、地方公共団体、CSP、ガバメントクラウド運用管理補助者、ASP、回線運用管理補助者及び通信回線事業者がガバメントクラウドを利用する上で責任を有する範囲を明確化し、もってデジタル庁、地方公共団体、CSP、ガバメントクラウド運用管理補助者、ASP、回線運用管理補助者及び通信回線事業者が講ずべき措置を明らかにすることを目的とする。

2. ガバメントクラウドの定義

本文書におけるガバメントクラウドとは、国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「デジタル行政推進法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づく措置を通じて国と地方公共団体が共同して利用することができるものとされたクラウド・コンピューティング・サービスであって、当該クラウド上で標準準拠システムが利用できるよう、地方公共団体に対し提供するクラウドサービス（CSP が提供する仮想マシンや仮想ネットワークをはじめとするサービス及び当該サービスを構成する個々のリソースを指す。）をいう。

3. ガバメントクラウドの提供方式

3.1 基本的な考え方

3.1.1 ガバメントクラウド利用権

地方公共団体が、ガバメントクラウドのクラウドサービスを利用するためには、ガバメントクラウドのクラウドサービスを利用する権限を有する必要がある。

地方公共団体は、ガバメントクラウドのクラウドサービスを利用する権限を得るために、CSP と個別の契約を締結するのではなく、より効率的に調達を行うため、デジタル庁が、CSP と「クラウドサービス基本契約等」を締結し（利用権付与契約第三条）、CSP からガバメントクラウドのクラウドサービスを一括して提供を受けるとともに、デジタル庁が、地方公共団体と「利用権付与契約」を締結して、地方公共団体に対し、クラウドサービスの利用権（以下「ガバメントクラウド利用権」という。）を付与する（利用権付与契約第五条第一項）。地方公共団体は、第三者に利用権付与上の地位、当該契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならない（利用権付与契約第五条第三項）。

3.1.2 ガバメントクラウド単独利用方式

地方公共団体は、自ら、ガバメントクラウド利用権を行使し、クラウド環境（クラウドサービスを配置するための環境。）のクラウドサービスの運用管理をする方式（以下「ガバメントクラウド単独利用方式」という。）を採用することが可能である。

また、地方公共団体は、事業者と「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結し、当該事業者（ガバメントクラウド運用管理補助者）に対しクラウド環境及びクラウドサービスの運用管理に関する業務（以下「運用管理業務」という。）を委託することができる（利用権付与契約第六条第一項）。

3.1.3 ガバメントクラウド共同利用方式

一方で、地方公共団体は、付与されたガバメントクラウド利用権に基づき、クラウドサービスの全部又は一部を他の地方公共団体と共同で利用することを前提に、新たにクラウド

環境を利用しシステム等を整備すること、及び既にほかの地方公共団体により整備されたシステム等が構築されているクラウド環境を利用することができることとされており、複数の地方公共団体が同一のガバメントクラウド運用管理補助者に対して運用管理業務の委託（複数の地方公共団体による委託が予定される場合の当初の一の地方公共団体による委託の場合を含む。以下「ガバメントクラウド共同利用方式」という。）を採用することも可能である（利用権付与契約第二十九条第一項）。

3.1.4 ガバメントクラウド共同利用方式の推奨

ガバメントクラウド共同利用方式のメリットは、主に次の3点である。

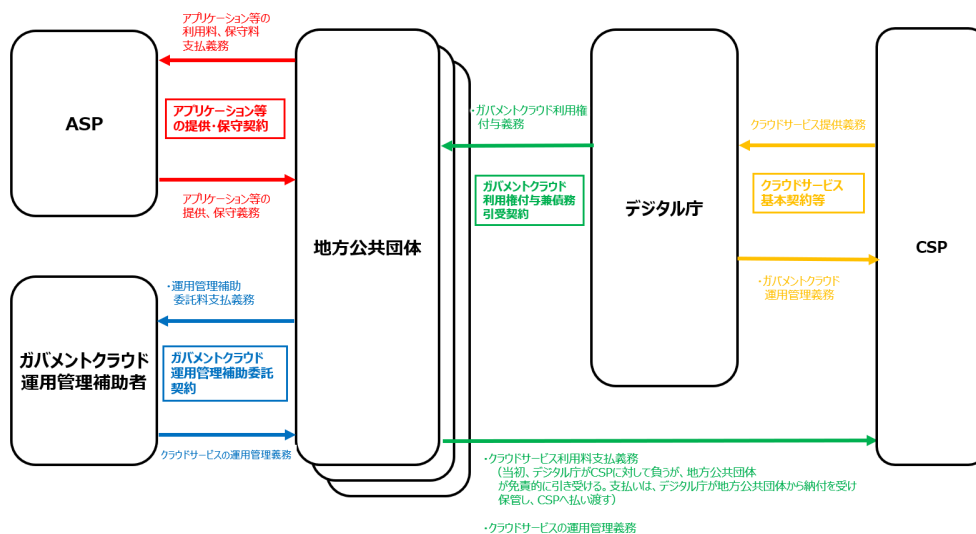
第1に、3.1.5 で後述するように、ガバメントクラウド利用権は契約関係上、デジタル庁が地方公共団体に付与し、地方公共団体が保有するものであるが、ガバメントクラウド共同利用方式においては、地方公共団体が当該利用権のもとでガバメントクラウド運用管理補助者に対して運用管理業務を委託しており、直接クラウド環境の運用管理を行わないことを前提として、手続き上は地方公共団体を介さず、デジタル庁が、ガバメントクラウド運用管理補助者において直接クラウド環境及びクラウドサービスを運用管理できるよう措置することとし、関係者間での手続きを簡素化する。

第2に、ガバメントクラウド共同利用方式を採用した場合、地方公共団体がASPから提供を受けるアプリケーションを選択し、当該アプリケーションの利用に必要なクラウドサービスの運用管理業務をガバメントクラウド運用管理補助者に委ねることで、地方公共団体は既製品のシステムを利用するのに類似した利用形態を採用することが可能となり、運用管理の負担を軽減できることが期待される。

第3に、ガバメントクラウド共同利用方式においては、ガバメントクラウド運用管理補助者があらかじめ運用管理業務の方法等を提案してそれを複数の地方公共団体が選択することで、複数の地方公共団体の運用管理業務を効率的にまとめて行うことが可能となる。

地方公共団体は、ガバメントクラウド単独利用方式若しくはガバメントクラウド共同利用方式のいずれか又は両方を合わせた方式によりガバメントクラウドを利用することができるが、上述のとおり、ガバメントクラウド及び地方公共団体の標準準拠システムの効率的な運用の観点から、デジタル庁としては、ガバメントクラウド共同利用方式を選択することを推奨する。

図1 ガバメントクラウドの提供方式の基本的枠組み



3.1.5 ガバメントクラウド提供に関する契約関係

<注>

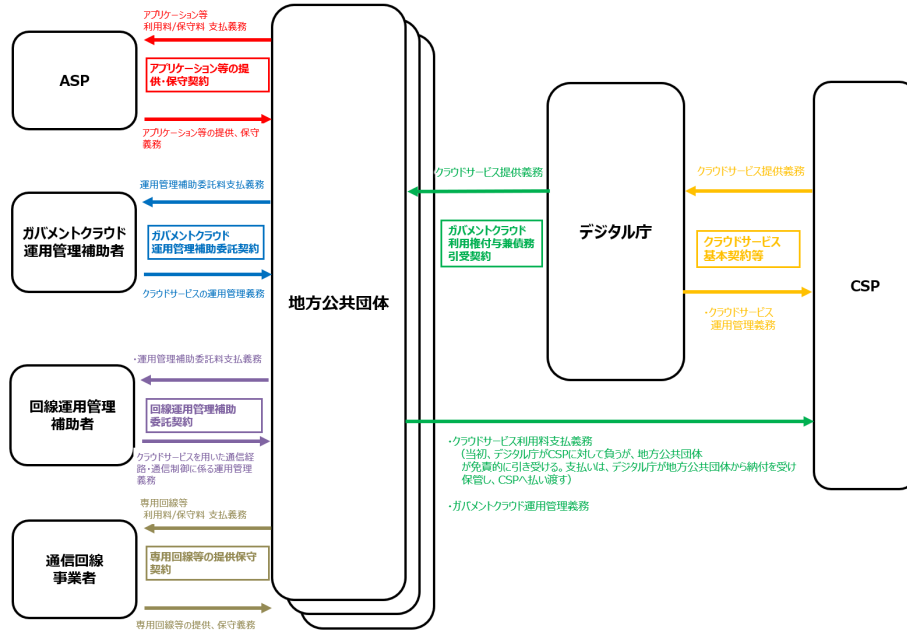
第 216 回国会にて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 号）が成立し、国以外の者のクラウドサービスの共同利用に係る金銭の保管に関する規定が整備された。デジタル庁は、ガバメントクラウドの利用に関する CSP との契約において、国以外の者が CSP に支払うべきクラウドサービス利用料についてデジタル庁が国以外の者から納付を受けた上でデジタル庁から CSP に払い渡す旨を定めたときは、当該利用料を保管することができることとされた。（デジタル行政推進法第 24 条第 1 項）

① ガバメントクラウド単独利用方式／共同利用方式に共通する契約関係

ガバメントクラウド単独利用方式／共同利用方式に共通して、デジタル庁、地方公共団体、CSP、ガバメントクラウド運用管理補助者、ASP、回線運用管理補助者及び通信回線事業者のうち 2 者間では主に以下の（ア）～（カ）の 6 本の契約関係があり、図 2 のとおりとなる。

- （ア）クラウドサービス基本契約等（デジタル庁・CSP 間）
- （イ）ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約（デジタル庁・地方公共団体間）
- （ウ）ガバメントクラウド運用管理補助委託契約（地方公共団体・ガバメントクラウド運用管理補助者間）
- （エ）アプリケーション等の提供・保守契約（地方公共団体・ASP 間）
- （オ）回線運用管理補助委託契約（地方公共団体・回線運用管理補助者間）
- （カ）専用回線等の提供保守契約（地方公共団体・通信回線事業者間）

図2 地方公共団体へのガバメントクラウド提供に関する契約関係



(ア) クラウドサービス基本契約等 (デジタル庁・CSP間)

デジタル庁は、地方公共団体が利用するクラウドサービスをまとめて提供するため、CSPと「クラウドサービス基本契約等」を締結する。

具体的には、次の内容の契約を締結する。

- ・ CSPは、デジタル庁に対し、地方公共団体が利用するクラウドサービスを提供する。
- ・ デジタル庁は、地方公共団体が利用するクラウドサービスの運用管理義務を負う。
- ・ デジタル庁は、CSPに対し、クラウドサービス利用の対価として地方公共団体から納付を受け保管したクラウドサービス利用料相当額を支払う。

(イ) ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約 (デジタル庁・地方公共団体間)

デジタル庁は、それぞれの地方公共団体に対しクラウドサービスを提供するため、それぞれの地方公共団体と「利用権付与契約」を締結する。

具体的には、次の内容の契約を締結する。

- ・ デジタル庁は、地方公共団体に対し、ガバメントクラウド利用権を付与する。
- ・ デジタル庁は、地方公共団体からの申請に基づきクラウド環境を払い出す。
- ・ 地方公共団体は当該クラウド環境のクラウドサービスの運用管理義務を負う。
- ・ 地方公共団体がガバメントクラウドに格納するデータについては、地方公共団体が利用等をする権利(※)を有し、かつ、管理する責任を負う。ただし、データの利用等や管

理に関して本文書 4.1①記載のような要請が生じた場合に、デジタル庁が権限を行使することがある。(利用権付与契約 第十七条第三項及び第四項)

- ・ 地方公共団体は、クラウドサービス利用料支払責務をデジタル庁から免責的に引き受けて負担する。デジタル庁は、地方公共団体が引受債務を履行できるよう、CSP の請求額を基に毎月、地方公共団体に係る利用料金を算出するとともに、クラウドサービス利用料を記載した請求書兼立替金精算書を作成し、地方公共団体へ速やかに送付する。(利用権付与契約第七条)
- ・ 地方公共団体は、ガバメントクラウドを共同利用方式で利用する場合において、クラウドサービス利用料金の按分情報をデジタル庁に報告する義務を負う。(利用権付与契約第三十条)

※ 「データ」について「利用等をする権利」とは、経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン—データ編—」(令和元年12月)16~17頁・注25の「我が国では、データ・オーナーシップの権利の内容について、例えば、データベースの著作権、営業秘密保護に係る権利、個人情報保護法に基づく権利等の法律上の権利、並びに、データに対するアクセス権、利用権、保有・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示訂正等・利用停止の請求権等の契約上の権利等を包含する概念であると整理されることもある」といった内容の権利を想定している。

(ウ) ガバメントクラウド運用管理補助委託契約(地方公共団体・ガバメントクラウド運用管理補助者間)

地方公共団体は、ガバメントクラウドの運用管理を行う事業者と「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結して、当該クラウドサービスの運用管理業務を委託することができる(ガバメントクラウド共同利用方式においては前提となる。)

具体的には、次の内容の契約を締結する。

- ・ ガバメントクラウド運用管理補助者は、クラウドサービスの運用管理義務を負う。
- ・ ガバメントクラウド運用管理補助者は、当該契約に基づく地方公共団体のクラウドサービス利用料債務に係る負担率の算定及び当該負担率のデジタル庁への報告並びに当該報告に不備があった際の対応を行う。(利用権付与契約第三十条)
- ・ 地方公共団体は、ガバメントクラウド運用管理補助者による運用管理の対価として、ガバメントクラウド運用管理補助者に対し、運用管理委託料を支払う。
- ・ なお、一つの地方公共団体において、複数のガバメントクラウド運用管理補助者が受託することも想定されることから、団体と複数のガバメントクラウド運用管理補助者の間の調整を行う、統括的な運用管理補助者を定めることも妨げるものではない。

(エ) アプリケーション等の提供・保守契約(地方公共団体・ASP間)

地方公共団体は、ガバメントクラウド利用権を用いて標準準拠システムのアพลิเคชัน

ョン等を提供・保守するため、ASP と「アプリケーション等の提供・保守契約」を締結する。
具体的には、次の点について締結することになる。

- ・ 地方公共団体は、ASP に対し、地方公共団体が管理するクラウド環境においてアプリケーション等を提供・保守することを承認する。
- ・ ASP は、地方公共団体に対し、地方公共団体が管理するクラウド環境において標準準拠システムのアプリケーション等の提供・保守を行う。
- ・ 地方公共団体は、ASP に対し、アプリケーション等の利用料・保守料を支払う。
- ・ なお、一の事業者が、ASP とガバメントクラウド運用管理補助者を兼ねることも妨げるものではない。

(オ) 回線運用管理補助委託契約（地方公共団体・回線運用管理補助者間）

地方公共団体は、クラウドサービスを用いて通信経路・通信制御に係る運用管理を行う事業者と「回線運用管理補助委託契約」を締結して、地方公共団体がガバメントクラウドの利用の際の通信経路・通信制御に係る運用管理業務を委託することができる。

具体的には、次の内容の契約を締結する。

- ・ 回線運用管理補助者は、クラウドサービスを用いて通信経路・通信制御に係る運用管理業務を行うことで、地方公共団体がガバメントクラウドの利用の際に用いる通信回線の運用管理義務を負う。
- ・ 地方公共団体は、回線運用管理補助者による運用管理の対価として、回線運用管理補助者に対し、運用管理委託料を支払う。
- ・ なお、一の事業者がガバメントクラウド運用管理補助者と回線運用管理補助者を兼ねることも妨げるものではない。

(カ) 専用回線等の提供保守契約（地方公共団体・通信回線事業者間）

地方公共団体は、ガバメントクラウドを利用する際に用いる通信回線の調達・保守のため、通信回線事業者と「専用回線等の提供・保守契約」を締結する。

② ガバメントクラウド共同利用方式／単独利用方式に共通する契約上の損害賠償責任

利用権付与契約においては以下を定める。

- ・ ガバメントクラウドの利用に伴い、デジタル庁の責めに帰すべき事由に起因して地方公共団体が損害を受けた場合、デジタル庁は地方公共団体に対して当該損害の賠償責任を負うこと
- ・ ガバメントクラウドの利用に伴い地方公共団体が受けた損害がデジタル庁の行為等と信義則上同視すべき CSP の行為等に起因して発生した損害である場合、デジタル庁が CSP に対して提供事業者起因損害の賠償請求を行い、受領できた賠償金額を上限として地方公共団体に対し当該損害の賠償責任を負うこと

他方、「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」の当事者となるガバメントクラウド運用管理補助者、「アプリケーション等の提供・保守契約」の当事者となる ASP 及び地方公共団体の 3 者において、ガバメントクラウド運用管理補助者の責により ASP に損害が発生した場合にガバメントクラウド運用管理補助者と ASP 間で、地方公共団体を介さずに直接損害賠償請求を行うことを可能にする合意をすることも選択肢として想定される。

また、ガバメントクラウド運用管理補助者と ASP が同一の者となることも想定され、この場合、権利義務関係は簡素化される。

ガバメントクラウドの機能停止、機能低下、損壊等（SLA 不充足を含む。）による損害又は標準準拠システムの機能停止、機能低下、損壊等による損害が発生した場合に生じるデジタル庁、地方公共団体、ASP の 3 者の契約責任は、表 1 のとおりとなる。

表 1 ガバメントクラウドにおいてガバメントクラウドの機能停止、機能低下、損壊等（SLA 不充足を含む）による損害又は標準準拠システム等の機能停止、機能低下、損壊等による損害が発生した場合の契約責任

	A.デジタル庁に損害発生 (主にクラウドの損壊による損害を想定)	B.地方公共団体に損害発生 (主にクラウド又は標準準拠システムの機能停止・機能低下による損害を想定)	C.ASP に損害発生(主に標準準拠システムの損壊による対応工数発生等の損害を想定)
(1)デジタル庁に損害についての帰責性あり	・デジタル庁固有の損害についてはデジタル庁自らの責任で自らに損害が生じた場合であるため賠償責任が生じない ・CSP に損害が発生した場合、デジタル庁は CSP に対してクラウドサービス基本契約等に基づく賠償責任を負う	デジタル庁は地方公共団体に対し利用権付与契約上の賠償責任を負う	地方公共団体は ASP に対し、アプリケーション等提供・保守契約上又はガバメントクラウド運用管理補助委託契約上の賠償責任を負い、デジタル庁は利用権付与契約上、地方公共団体から求償を受け当該損害の賠償責任を負う
(2)地方公共団体に損害についての帰責性あり	地方公共団体はデジタル庁に対し利用権付与契約上の賠償責任を負う	地方公共団体自らの責任で自らに損害が生じた場合であるため賠償責任が生じない	地方公共団体は ASP に対しアプリケーション等の提供・保守契約上又はガバメントクラウド運用管理補助委託契約上の賠償責任を負う ¹
(3)ASP に損害についての帰責性あり	地方公共団体はデジタル庁に対し、利用権付与契約上の損害賠償責任を負い、ASP はアプリケーション	ASP は地方公共団体に対しアプリケーション等の提供・保守契約上又はガバメントクラウド運用管理補助委託	ASP 自らの責任で自らに損害が生じた場合であるため賠償責任が生じない

¹ 地方公共団体と ASP の契約責任の関係については、両者の契約により上記以外の関係とすることも差し支えない。

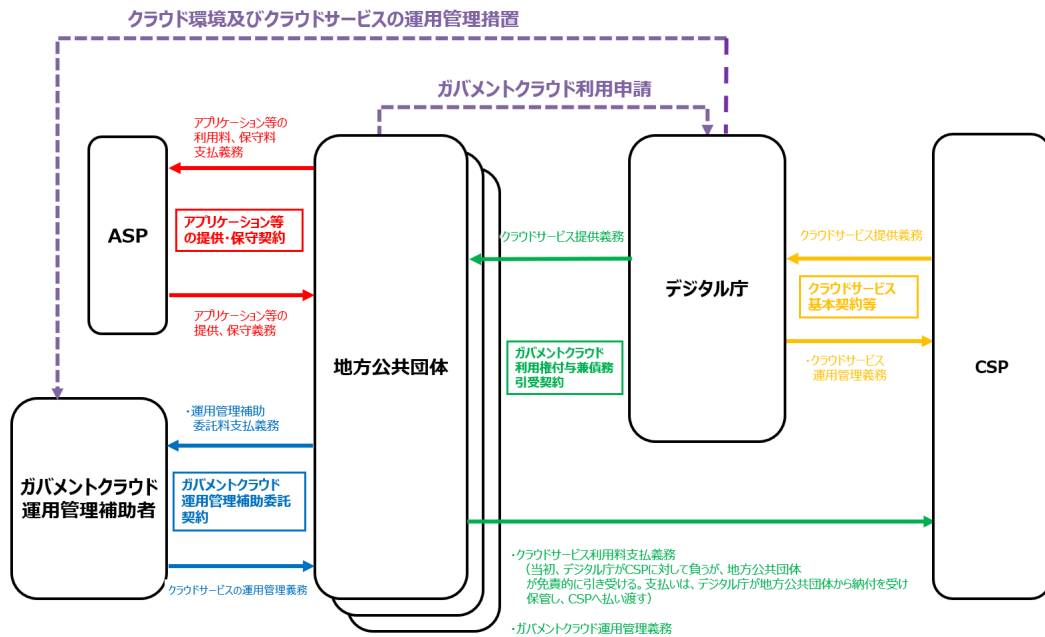
	等の提供・保守契約上又はガバメントクラウド運用管理補助委託契約上、地方公共団体から求償を受け当該損害の賠償責任を負う	契約上の賠償責任を負う	
--	--	-------------	--

③ ガバメントクラウド利用権の付与

デジタル庁は、地方公共団体との間で3.1.5（イ）「利用権付与契約」を締結し²、ガバメントクラウド利用権についてはデジタル庁からの付与を受けて地方公共団体が保有する。ガバメントクラウド単独利用方式においては、ガバメントクラウド利用権の付与を受けた地方公共団体が自らクラウドサービスを運用管理する。

一方、ガバメントクラウド共同利用方式においては、デジタル庁が、ガバメントクラウド利用権の付与を受けた地方公共団体が契約するガバメントクラウド運用管理補助者が直接クラウド環境及びクラウドサービスを運用管理できるよう措置する。またこの措置により地方公共団体に生じる手続きを簡素化する。

図3 ガバメントクラウド共同利用方式における「ガバメントクラウド利用権の付与」



² デジタル庁は、「監査ログの取得設定など、ガバメントクラウドの維持管理に必要な設定等の処理」及び「地方公共団体の事前承諾を得た作業」を除きアクセスしないことを約する。デジタル庁はアクセスの有無、アクセスに関する設定変更の有無についてのレポートを地方公共団体に必要に応じて定期的に提供し、レポート含めたこれら運用に関して第三者からの監査を受ける。

3.1.6 クラウドサービスの利用料金について

① 利用料金額

地方公共団体が負担するクラウドサービス利用料金（以下、本項目において「利用料金」という。）の金額については、当該地方公共団体が利用するクラウドサービスに応じて CSP がデジタル庁に請求する金額に相当する額とすることを原則とする（利用権付与契約第七条第二項）。

② 利用料金の請求及び支払い

デジタル庁は、CSP からの請求に基づき、各地方公共団体に対して利用料金の納付を求め、請求書兼立替金精算書を発行する。

各地方公共団体は、請求書兼立替金精算書所定の利用料金をデジタル庁に納付する義務を負う。

デジタル庁は納付された利用料金を CSP へ払い渡す義務を負う。（利用権付与契約第八条）

③ 遅延利息金

地方公共団体は、利用料金をデジタル庁が指定する納付期限までに納付できず、それによりデジタル庁がクラウドサービス基本契約等上の支払期限までに CSP に利用料金を支払うことができなかつた場合又は地方公共団体が納付期限を超過してデジタル庁に利用料金を納付した場合、支払期限満了の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、未納付金額に対する支払い遅延利息金をデジタル庁に納付する（利用権付与契約第九条）。

④ 利用料金納付業務の委託

デジタル庁の承諾を得た地方公共団体は、自ら負担する利用料金の納付をガバメントクラウド運用管理補助者に行わせることができる（利用権付与契約第十条）。

⑤ 共同利用方式における利用料金の按分情報登録

共同利用方式を採用した場合、複数の地方公共団体が同一のクラウドサービスを利用することが可能となる。この場合、地方公共団体は利用するクラウド環境の利用料金についての自らの負担率をデジタル庁に報告（以下、「按分情報登録」という。）する義務を負う。（利用権付与契約第三十条）

デジタル庁は、複数の地方公共団体分の利用料金を保管金として受領した上で、合計額相当額を CSP に支払う（利用権付与契約第八条第三項及び第四項）。

⑥ 利用料金按分業務の委託

共同利用方式を採用した地方公共団体は、利用料債務の負担率の算定、当該負担率の

デジタル庁への報告及び当該報告に不備があった際の対応に係る業務をガバメントクラウド運用管理補助者に委託することができる（利用権付与契約第三十条第一項）（この場合のガバメントクラウド運用管理補助者を「按分情報登録者」という。）。

クラウド環境の按分情報登録業務の委託は一のクラウド環境につき一の按分情報登録者に委託することを想定している。

実務上、共同利用方式に参加する地方公共団体は、ガバメントクラウド運用管理補助者と締結する運用管理補助委託契約において確実に按分情報登録業務の委託も行う必要がある。

3.2 ガバメントクラウド利用権の使途等

ガバメントクラウド利用権を付与された地方公共団体及び委託を受けたガバメントクラウド運用管理補助者は、以下の点について厳守する。

当該利用権は、検証及び本番稼働等の地方公共団体がガバメントクラウド上で業務を行うための利用に限って提供されるものであることから、ガバメントクラウド運用管理補助者は標準準拠システムの開発行為等専らガバメントクラウド運用管理補助者の利益になる行為に利用してはならない³（利用権付与契約第十一条第二項）。

なお、デジタル庁は、利用権付与契約により地方公共団体にガバメントクラウド利用権を付与するとともに、地方公共団体及び委託を受けたガバメントクラウド運用管理補助者のガバメントクラウド利用に係る初期設定及び監査ログの収集管理等のガバメントクラウドの利用者に共通する管理機能を提供する。

3.3 クラウド環境の権限設定

ガバメントクラウドでは、クラウド環境にアクセスするユーザーに権限を付与することで、実際の整備・運用作業が可能となる。ユーザーは、地方公共団体及びガバメントクラウド運用管理補助者の一利用者ごとに設定されるものであるが、ガバメントクラウドにおいては、デジタル庁が払い出した GCAS アカウントによるシングルサインオンを行うため、地方公共団体及びガバメントクラウド運用管理補助者においてユーザーを新たに作成する必要はない。

³ 例えば、標準準拠システム等を開発する行為は、当該開発により完成した標準準拠システム等を他の地方公共団体向けに再販することが ASP の利益となるため、提供される環境内で当該開発行為を実施してはならない。一方、実際のデータをセットアップした上でシステムエンジニアがテストを行う行為は、クライアントの地方公共団体ごとにデータをセットアップし調整を行う必要があり、ガバメントクラウド上で業務を行うため必須の行為であるため、提供される環境内で行うことができる。ただし、ガバメントクラウド等に関連する固有の環境や固有の機能の検証が必要な場合は、実際のデータの導入を前提とせずに提供される環境内で行うことができる。また、地方公共団体職員が操作研修を行う行為は、地方公共団体がガバメントクラウド上で業務を行うために必須の行為であるため、提供される環境内で行うことができる。

ユーザーは、管理者として権限行使するユーザーと一般的に利用するだけユーザーに大別される。ガバメントクラウドにおいては、管理者権限を行使するユーザーを「強権限ユーザー⁴」、他方を「一般ユーザー」と呼ぶ。また一般ユーザーの権限設定については、地方公共団体及びガバメント運用管理補助者の判断により設定することができる。

地方公共団体及びガバメントクラウド運用管理補助者は、上記の権限設定に基づき、ガバメントクラウドにおいてシステムを整備・運用する。一方で地方公共団体は、再委託先を含むガバメントクラウド運用管理補助者がガバメントクラウドの利用に関する規定を遵守するよう監督するとともに、ガバメントクラウド運用管理補助者が行った行為について責任を負う。また、ガバメントクラウド運用管理補助者が、その業務を再委託（再々委託等を含む。）する場合、地方公共団体に委託された範囲内において再委託先の事業者に必要な権限を付与することができるが、ガバメントクラウド運用管理補助者は、再委託先事業者が行った行為について責任を負うものとする。

他方、一部の CSP においては、クラウド環境内の全ての権限を持つユーザーが存在する。当該ユーザーは権限の大きさから、特に慎重な取扱いが必要とされるため、ガバメントクラウドにおいては原則デジタル庁が管理する。

表2 クラウド環境への権限設定の一覧

地方公共団体のクラウド環境におけるユーザーの種類を以下に示す。

特殊な権限を持つユーザーの種類	補足	保有者
管理権限を保有するユーザー ※1	各利用環境において、CSP にて用意されている規定の管理者権限を割り当てられたユーザー。ただし、ガバメントクラウドの予防的・発見的統制が適用される。	地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者
一般権限ユーザー	管理者権限を保有しないユーザー。権限範囲は利用者において柔軟に設定できる。	地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者
クラウド環境そのものに紐づき当該環境の全ての権限を持つユーザー ※2	特定の CSP において、最初に作成したユーザーが全権限を保有する。	デジタル庁または地方公共団体並びにガバメントクラウド運用管理補助者

※1 ガバメントクラウドでは「強権限ユーザー」と呼称する。

※2 ガバメントクラウドでは「ルートユーザー」と呼称する。

⁴ 強権限ユーザーの保有者や取扱いについては、GCAS ガイド及びガバメントクラウドチーム発出の文書を参照。

4. ガバメントクラウドにおける責任分界等

クラウドサービスの利用においてはその責任分界を理解するとともに適切な運用管理を行う必要がある。システム管理上の責任分界、SLA、賠償責任などを本章に示す。

4.1 システム管理上の責任分界

① クラウドの環境の設定、保守及び運用

デジタル庁は、地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者に対し、IaC⁵等の手法による最低限のセキュリティ設定等を反映したクラウド環境を設定する。

単独利用方式を採用した場合、地方公共団体はデジタル庁との間で締結する「利用権付与契約」の範囲内で、標準準拠システム等の運用管理を行う⁶。

共同利用方式を採用した場合、ガバメントクラウド運用管理補助者は地方公共団体との間で締結する「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」の範囲内で標準準拠システムの運用管理を行う。

また、デジタル庁は、例外的な場合を除いて地方公共団体のクラウド環境の設定等をできない設計としている。

【デジタル庁による例外的な設定等】⁷

例外的にデジタル庁が地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者の管理するクラウド環境の設定等を実施するのは、以下の安定運用やセキュリティ維持のために必要な処理の場合に限定される。

- ・ ガバメントクラウド利用権の作成及び初期設定
- ・ ガバメントクラウド利用権の付与のための自動処理（※）
- ・ システムログ、監査ログ、アラートの自動収集
- ・ リソースの稼働・構成情報、セキュリティ設定、請求情報の収集（※）
- ・ 事前に連絡周知又は承諾を得てから行う環境のアップデート作業

その際、地方公共団体のデータの機密性は以下の措置により担保される。

- i. デジタル庁は地方公共団体が管理するストレージ内データやデータベース内データにはアクセスせず、システム関係情報のみへアクセスする。
- ii. デジタル庁が取得及び保管する情報は、メタデータに限られ、地方公共団体情報システムのストレージ領域やデータベースに保管される業務データ等は一切含まない。

⁵ Infrastructure as Code：インフラ構築作業や構成・変更管理をコード（プログラム）で実行する技術やそれを用いたプロセス

⁶ 運用管理について運用管理補助者に委託することも考えられる。

⁷ （※）印がある項目は、今後の開発も含み、開発できるまでは実現しない、若しくは手動での処理となる。

- iii. 地方公共団体が管理するストレージ内データやデータベース内データは固有の暗号鍵を地方公共団体又は同団体から業務委託されたガバメントクラウド運用管理補助者が管理し、同鍵を用いて暗号化することにより、地方公共団体主体でデジタル庁のアクセスを除外できる。
- iv. 地方公共団体が管理するストレージやデータベースのアクセス権限は地方公共団体もしくは同団体から業務委託された運用管理補助者の管理により、地方公共団体主体でデジタル庁のアクセスを除外できる。
- v. デジタル庁が取得及び保管する情報は機密性を確保すべき情報として取り扱い、デジタル庁の責任において厳格に管理し、ガバメントクラウド全体の安定運用やセキュリティを維持する目的以外に用いない。
- vi. システム構成の変更操作はすべてログに記録され地方公共団体や運用管理補助者が任意のタイミングで確認することができ、デジタル庁や外部からアクセスがないことを確認できる。
- vii. デジタル庁はアクセスの有無、アクセスに関する設定変更の有無についてのレポートを地方公共団体に必要に応じて定期的に提供し、レポートを含めたこれら運用に関して第三者からの監査を受ける。(※)

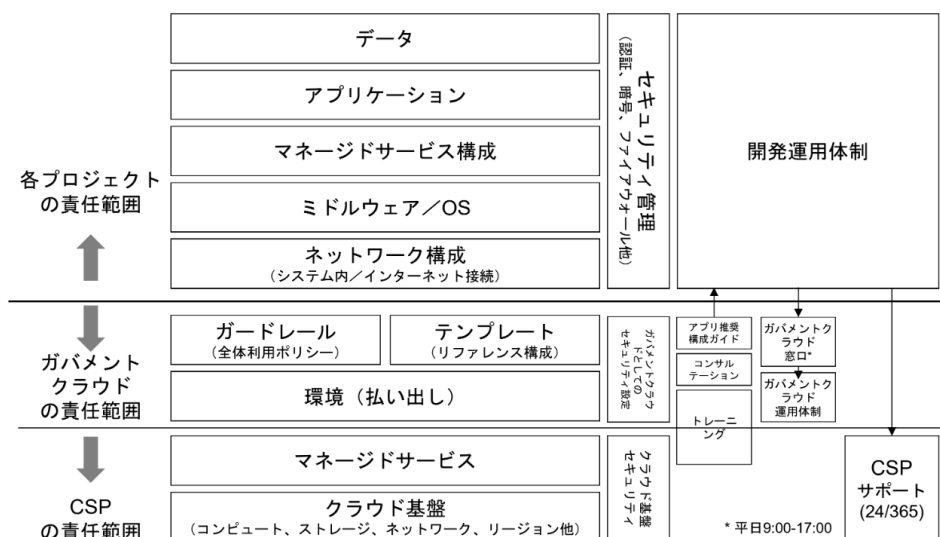
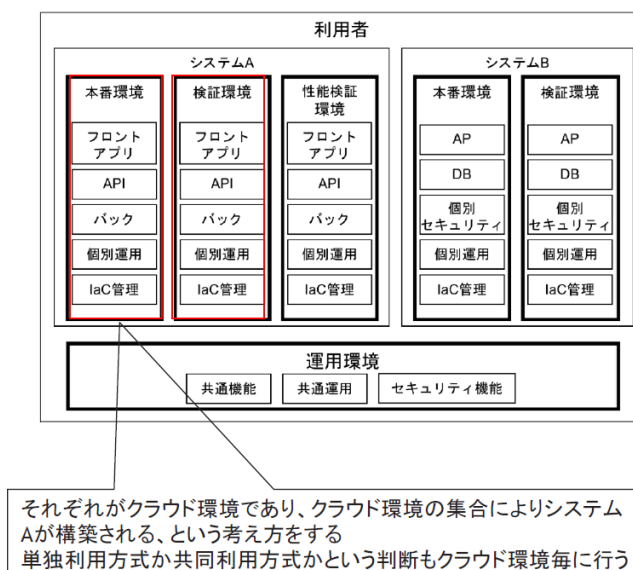
今後の運用の中で上記の例外を見直す必要が生じた際は、本文書を改訂し、周知連絡したうえで変更する。

上記を踏まえ、システム管理上の責任分界は次のとおりとする。

- (a) 地方公共団体及びガバメントクラウド運用管理補助者に対して払い出したクラウド環境は地方公共団体及びガバメントクラウド運用管理補助者の責任分界として、必要なシステム管理を行うことを基本とする。
- (b) CSP が管理するプラットフォームや物理的設備等は CSP の責任範囲⁸となる。
- (c) デジタル庁は、自ら提供するガバメントクラウド内のテンプレート (④参照) に関する責任を負うが、地方公共団体に対してガバメントクラウドに関するクラウドサービスを提供する責はデジタル庁にあるため、地方公共団体等との関係において、デジタル庁の責任範囲はテンプレート及び CSP の責任範囲をあわせたものとなる。
- (d) CSP との契約主体はデジタル庁であり、地方公共団体は CSP とは直接の契約は行わない。デジタル庁が地方公共団体に対して責任を履行した場合で、CSP に責任が認められる場合、デジタル庁は CSP に対して別途責任を追及する。

⁸ 具体的な責任範囲については、デジタル庁・CSP 間の契約により定まる。両者間で責任範囲を変更した場合、デジタル庁は地方公共団体に通知する。

図4 クラウドサービスのイメージ



② 電気通信回線の整備及び管理

ガバメントクラウドの利用に係る電気通信回線については、ガバメントクラウドを利用する各地方公共団体が整備及び管理する責任を負う（利用権付与契約第十三条）。

③ 地方公共団体が格納したデータのバックアップを行う責任

地方公共団体は、自らがガバメントクラウドに格納したデータについて管理責任を負うとともに、当該データのバックアップを行う責任を有する。なお、地方公共団体のバックアップ先はオンプレミス、ガバメントクラウドの他リージョン等、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」を満たす限りにおいて、手法は問わない。

④ 情報セキュリティ対策

地方公共団体は、地方公共団体が利用する標準準拠システムの整備及び運用に当たっては、総務省が示す地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインや地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）による改正後の地方自治法第244条の6第3項に規定する指針（今後策定予定）、また、地方公共団体を含めた官民共通の枠組みである「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（令和6年（2024年）3月8日サイバーセキュリティ戦略本部改定）を踏まえて、セキュリティ対策を行うものとする。

情報セキュリティについては、①に規定したシステム管理責任に対応する範囲内においてそれぞれの主体が適切に対策を行うことを基本とする。

このため、地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者は、①に規定したシステム管理上の責任の範囲内で情報セキュリティ対策を行うが、これに関し、デジタル庁は、地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者に対しクラウド環境を設定する際に、監査ログの収集に関するサービスの削除防止等、情報セキュリティ上最低限必要となる機能についてテンプレート（自動適用テンプレート）を設定し有効化する。その上で地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者は、追加設定が施されたテンプレート（必須適用テンプレート）を設定する。

また、デジタル庁はクラウド環境を利用するにあたり任意で利用可能なテンプレート（サンプルテンプレート）を提供するため、地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者は必要に応じこれを活用する。

地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者は、これらの活用も含め、非機能要件の標準等で求められる情報セキュリティ対策を自らの責任において定める。

表3 テンプレート一覧

	テンプレート適用	適用タイミング	セキュリティ関連サービスの各種設定	各種リソースの構築・設定
自動適用テンプレート	デジタル庁にて適用済	環境払い出し時	<ul style="list-style-type: none"> ・予防的統制に係るサービスの設定 ・発見的統制に係るサービスの設定 	環境に対する初期設定
必須適用テンプレート	利用システム側にて適用(必須) (初回適用後カスタマイズ可)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境払い出し時 ・バージョンアップ時 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防的統制に係るサービスの設定 ・発見的統制に係るサービスの収集対象とすべき情報の設定 ・発見的統制に係るサービスによる不正検出時の通知先の設定 	
サンプルテンプレート	利用システム側にて適用(任意) (カスタマイズして適用)	環境構築時		<ul style="list-style-type: none"> ・VPC構築 ・各種リソースの構築(サンプル構成を活用) ・監視通知設定

⑤ 情報セキュリティインシデント発生時の責任分界

インシデント発生時の個人情報保護委員会への報告等の取り扱いについては、個人情報保護委員会と協議の上、別途定める（利用権付与契約第十九条）。

4.2 SLA⁹

デジタル庁は、CSP が提供するクラウドサービスにおける SLA に基づき、ガバメントクラウドの各クラウドサービスに関するサービスレベルを提示した上で、地方公共団体と、SLA に関する条件を含む「利用権付与契約」を締結する（利用権付与契約第十二条）。

当該 SLA においてデジタル庁が行う結果対応¹⁰には、主に財務上の対応（金銭的な補償の設定）、運用上の対応（リソースの増強や代替手段の適用）、契約上の対応（中途契約解除条件の設定）等を含めるものとする。

財務上の対応については、SLA の不充足により地方公共団体が CSP から利用料債務の減額等を受け、翌月以降の利用料債権と返金債務が金額調整されることとなった場合、デジタル庁は金額調整後の金額の利用料金を地方公共団体に納付するよう請求し、納付された利用料金を保管したうえで、翌月以降の利用料として CSP に払い渡す（利用権付与契約第十二条第三項）。

一方で、財務上の対応以外の対応（運用上の対応や契約上の対応等）については、デジタル庁と CSP との契約の範囲内で対応することとする（利用権付与契約第十二条第二項）。

なお、ASP が地方公共団体に対して標準準拠システム等について SLA を設定している場合については、ASP の責任範囲において、利用料の減額等 SLA に財務上の対応を設定することを妨げるものではないが、この場合に、ガバメントクラウドの影響により、SLA の設定値を下回った場合における ASP の財務上の対応について、デジタル庁は責任を負わない。したがって、ガバメントクラウドの影響により、SLA の設定値を下回った場合には免責される旨の免責条項を ASP が規定することも想定される。

4.3 ガバメントクラウドに起因して地方公共団体に発生した損害の賠償責任

① CSP の帰責事由により地方公共団体に損害が発生した場合

例えば、CSP のメンテナンスの不備が原因で地方公共団体が損害¹¹を受けた場合等が考えられる。

このように CSP に責がある場合、

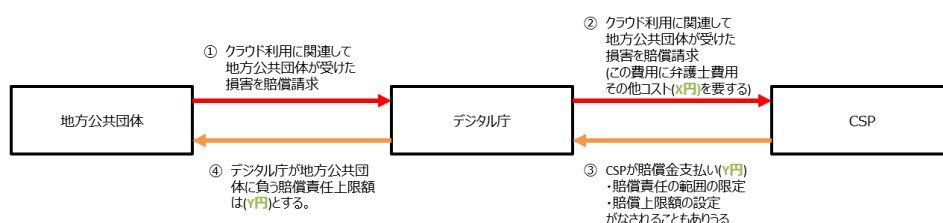
⁹ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和6年10月版)」iii-215 参照

¹⁰ 「SaaS 向け SLA ガイドライン」(平成20年1月 経済産業省) P.25 参照

¹¹ SLA が満たされないことに起因して発生する損害を含む。

- ・ 地方公共団体はデジタル庁に対して損害賠償請求をし（図5・①）、
- ・ デジタル庁は当該損害について CSP に対して損害賠償請求を行い（図5・②）、
- ・ デジタル庁は CSP から賠償金の弁済を受領できた金額（図5・③）を上限として、地方公共団体に対して損害賠償責任を負うこととする（図5・④）¹²。

図5 損害賠償責任に関する当事者関係



② CSP に責がなく、デジタル庁に帰責性がある場合

デジタル庁は、地方公共団体に対して損害賠償責任を負う。

4.4 個人情報等の取扱い

① 番号法上の整理

デジタル庁は、ガバメントクラウドの提供に当たり、個人の権利利益を保護しつつ、地方公共団体の保有する個人番号をその内容に含む電子データを自ら取り扱わない旨を「利用権付与契約」において定める（利用権付与契約第十七条第三項及び第四項）とともに、4.1 のとおり、デジタル庁は、例外的な場合を除いて、地方公共団体のクラウド環境へアクセスできない。

その結果、デジタル庁が行うガバメントクラウドを利用する環境を提供することは、番号法に規定する個人番号利用事務等の委託に該当しないこととなる¹³。

② 安全管理措置の内容

地方公共団体は、ガバメントクラウドに対する監督義務を課されることなく、番号法

¹² このような枠組みを採用することには、下記の理由から合理性がある。

- 地方公共団体と CSP の間に直接の契約関係がないため、地方公共団体は CSP の契約不履行責任を直接追及することができない。ただし、民事責任においては、契約上の債務者の故意又は過失と信義則上同視すべき第三者の故意又は過失があった場合、債務者に故意又は過失ありとする「履行補助者の故意・過失」の考え方があるところ、デジタル庁の裁量で起用した CSP に故意又は過失があった場合には、信義則上デジタル庁に故意又は過失ありとしてデジタル庁が地方公共団体に対して契約不履行の責任を負うとされることがありうる。
- CSP は民間向けクラウド利用契約において契約不履行の賠償責任の上限額を設定しており、デジタル庁との契約でも同様の設定が行われている。したがって、地方公共団体が上記(i)のようにデジタル庁に請求できる契約不履行に基づく損害賠償請求額について、デジタル庁が CSP から受領できた賠償金額を上限とすることにも合理性がある。

¹³ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q&A Q3-12 同旨

に基づき、自ら適切な安全管理措置を講ずることによって、ガバメントクラウド上で特定個人情報を取り扱う情報システムを構築することが可能である¹⁴。また、当該データのうち個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）等を踏まえつつ、外的環境の把握を含む必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要がある¹⁵。

デジタル庁は、地方公共団体における円滑かつ適切な安全管理措置の実施に資するよう、地方公共団体が実施することが望ましい安全管理措置の内容について参考となる情報やセキュリティ設定に関する情報を提供する。

また、地方公共団体は、自ら実施する安全管理措置の実施に必要な範囲において、デジタル庁に対して、追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることができる。デジタル庁は、当該求めの内容がCSPの管理責任の範囲にある場合は、CSPに追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることとする。

③ 個人情報以外の秘密情報

個人情報以外の秘密情報についても②に準じるものとする。

④ ガバメントクラウドに格納されるコンテンツに関する法令遵守責任

地方公共団体は、個人情報に限らず、地方公共団体の責任範囲とされる領域に格納されるコンテンツのデータについて、関連する法令に適合するものとする責任を負う（利用権付与契約第三十五条）。

5. ガバメントクラウドの利用終了について

地方公共団体は、利用権付与契約の有効期間の終了、中途解約、解除等により、クラウド環境及びクラウドサービスの利用を終了する場合、デジタル庁が示す所定の手続きを行う。

他方、地方公共団体は、ガバメントクラウドに格納し自ら管理するデータをあらかじめ自らの責任において消去する。データ消去を行わないままクラウド環境及びクラウドサービスを終了し、データ消去を行うことが不可能となった場合、地方公共団体はその責任を負う（利用権付与契約第十八条）。

¹⁴ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A Q3-13 同旨

¹⁵ ガバメントクラウド内の個人情報について、地方公共団体との委託契約等に基づき、ガバメントクラウド運用管理補助者及びASPが個人データを取り扱うこととなる場合には、これらの委託先において個人情報保護法第23条の規定に基づく安全管理措置を講ずる必要があるほか、地方公共団体においても、自身が講ずる安全管理措置として、これらの委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、当該場合において、ガバメントクラウド運用管理補助者及びASPに対しては、個人情報保護法第66条第2項第1号の規定に基づき、行政機関等における安全管理措置義務に関する規定が準用されることにも留意する必要がある。